

○狭山市建設工事共同企業体取扱要綱

平成8年7月1日

告示第119号

改正 平成10年7月7日告示第120号 平成26年5月30日告示第133号

平成29年4月20日告示第135号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 経常建設共同企業体（第5条—第10条）

第3章 特定建設工事共同企業体（第11条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、狭山市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成29年告示第134号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成29年告示135号〕）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）競争入札 市が締結する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札
- （2）建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （3）共同企業体 市が発注する建設工事を共同して施工するために、協定に基づき結成される現存する2以上の事業者の共同請負方式をいい、経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体をいう。
- （4）経常建設共同企業体 構成員に係る競争入札の参加資格の有効期間を通じて結成される共同企業体をいう。
- （5）特定建設工事共同企業体 市が発注する特定の建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、原則として、出資割合、派遣技術者等において、各構成員が対等の立場で一体となって建設工事を施工する共同施工方式とする。

2 共同企業体における出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して建設工事の共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(連帯債務)

第4条 共同企業体の建設工事の請負契約の履行については、当該共同企業体の各構成員は、市に対して共同連帯して請け負わなければならない。

第2章 経常建設共同企業体

(結成の目的)

第5条 経常建設共同企業体は、構成員の経営能力及び施工能力の強化を図り、その受注機会を確保し、もって市内業者（建設業法第3条第1項に規定する営業所で主たるものを、狭山市内に有する建設業者をいう。）の振興を図ることを目的として結成するものとする。

(施工対象工事)

第6条 経常建設共同企業体の施工対象工事は、狭山市入札参加資格等検討委員会規程（昭和55年訓令第1号）に基づき設置された狭山市入札参加資格等検討委員会（以下「検討委員会」という。）に諮り、市長が決定する。

(一部改正〔平成26年告示133号〕)

(結成)

第7条 経常建設共同企業体は、受注しようとする建設工事の種類に対応する同じ業種の建設業者が構成員となって、任意に結成するものとする。

(入札参加資格)

第8条 経常建設共同企業体は、施工対象工事に係る競争入札に参加するためには、当該施工対象工事の属する建設工事の種類に対応する業種について、あらかじめ市長に申請し、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、狭山市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」とい

う。)に登載されていなければならない。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(代表者の選定)

第9条 経常建設共同企業体の代表者は、当該構成員において決定された者とする。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(指名)

第10条 経常建設共同企業体への入札の指名及び入札に必要な事項の通知は、その代表者に対して行うものとする。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

第3章 特定建設工事共同企業体

(結成の目的)

第11条 特定建設工事共同企業体は、建設工事における経験の増大、技術の拡充強化、資金力の増大及び危険の分散を図り、もって建設工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(施工対象工事)

第12条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、次に掲げる工事のうちから、市長が検討委員会に諮り決定する。

(1) おおむね3億円以上の建設工事

(2) 特殊技術を要する工事又は技術的難度の高い建設工事

(3) 前2号に掲げる建設工事のほか、市長がその性質等に照らして特定建設工事共同企業体による施工の必要性があると認める建設工事

(一部改正〔平成26年告示133号・29年135号〕)

(構成員)

第13条 市長は、前条の規定により施工対象工事を決定したときは、検討委員会に諮り、当該施工対象工事の属する建設工事の種類に係る資格者名簿に登録された建設業者のうちから特定建設工事共同企業体の構成員となることができるものを選定し、又は当該構成員となることができるものの条件を設定するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、2業者又は3業者とする。

3 特定建設工事共同企業体の構成員は、級別格付が最上位等級に属する者同士又は最上位等級に属する者と第2位等級に属する者との組合せとする。ただし、特段の

必要性がある場合は、第2位等級に属する者に代えて、第3位等級に属する者を構成員とすることができる。

4 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

5 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一の施工対象工事について、他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

6 市長は、第1項の規定により特定建設工事共同企業体の構成員となることができる建設業者の選定又は条件の設定をしたときは、その旨を当該選定した建設業者に通知し、又は告示するものとする。

7 前項の規定により通知を受けた建設業者は、特定建設工事共同企業体の結成を辞退することができる。この場合において、市は、その辞退を理由にその者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(一部改正〔平成10年告示120号・26年133号・29年135号〕)

(結成及び入札参加手続)

第14条 特定建設工事共同企業体は、前条第1項の規定により選定された建設業者又は条件の設定を受けた建設業者が構成員となって、市長が定める方法に従い、任意に結成するものとする。

2 前項の規定により、建設業者が特定建設工事共同企業体を結成して当該施工対象工事に係る競争入札に参加しようとするときは、市長に特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請をし、その審査を受けなければならない。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(資格審査の申請)

第15条 特定建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書

(2) 委任状

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の資格審査の申請は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 各構成員が、施工対象工事に対応する許可業種について、許可を有しての営業が少なくとも数年あること。

- (2) 各構成員が、施工対象工事を構成する一部の工種を含む建設工事について、元請として一定の実績があり、当該施工対象工事と同種の建設工事を施工した経験があること。
- (3) 各構成員が、施工対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。
- (4) 第13条第2項から第5項までの規定に反しないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項を満たしていること。

(一部改正〔平成10年告示120号・29年135号〕)

(資格審査及び格付)

第16条 特定建設工事共同企業体の資格審査は、前条第2項の規定に基づいて行い、級別格付は、次により行うものとする。

- (1) 構成員の級別格付が同一の場合 当該構成員の級別格付
- (2) 構成員の級別格付が異なる場合 上位の構成員の級別格付

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(代表者の選定)

第17条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

(指名)

第18条 市長は、資格審査に適合した特定建設工事共同企業体に対して当該施工対象工事の入札の指名を行うものとする。ただし、資格者名簿に登載された者のうち市長が検討委員会に諮り当該施工対象工事を施工することができると認める単体企業に対して、入札の指名を行うことができる。

2 第10条の規定は、特定建設工事共同企業体に対する入札の指名に係る通知に準用する。

(一部改正〔平成26年告示133号・29年135号〕)

第4章 雑則

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成29年告示135号〕)

附 則

- 1 この告示は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 狭山市建設工事に係る共同企業体に関する取扱要綱（昭和56年告示第6号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に前項の規定による廃止前の狭山市建設工事に係る共同企業体に関する取扱要綱の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（平成10年7月7日告示第120号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月30日告示第133号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月20日告示第135号）

この告示は、公布の日から施行する。